

Biz Base コラボ 2 1 利用の手引き

はじめに

Biz Base コラボ 2 1 は以下の目的での利用を対象としています。

Biz Base コラボ 2 1 は、働き方改革のモデルケースとして、サテライトオフィスの的にテレワーク勤務が可能なレンタルスペースと、様々な分野の人と交流できるコワーキングスペースを併設しています。これにより、ビジネスパーソンや起業家、起業を目指す人が交流し、兼業や副業などさまざまな働き方の実現と新たな事業創出の可能性を探る、多様な活動を支援する場所を提供します。

Biz Base コラボ 2 1 は以下の利用者を対象としています。

- (1) 滋賀県内での創業を目指そうとする者（学生も含む）
- (2) 新事業創出に取り組んでいる者もしくは取組もうとしている者
- (3) 滋賀県内に勤務もしくは居住している者
- (4) 滋賀県内で事業を営む者および法人
- (5) 滋賀県の産業振興に資する者および法人

※上記（１）～（５）に関わらず、滋賀県暴力団排除条例（平成２３年３月滋賀県条例第１３号）第２条第２号に規定する暴力団員もしくは同条第３号に規定する暴力団員等である者は利用対象者と認めません。

1 受付での手続き

利用時は受付で会員証を提示し、利用料の納付確認後に、名札を受け取ってから施設を利用してください。

利用後は名札を必ず返却してください。

2 利用時間

月曜日から金曜日 ９時００分～１７時００分（土日祝日、年末年始、お盆などを除く）

3 利用料金と支払方法

【月額利用者】

基本料金 5, 0 0 0 円（税込）

事業を営む者による利用者追加（４名まで） １人につき 2, 5 0 0 円（税込）

※月額利用者が２カ月以上利用料を滞納した場合、利用承認を取り消すことがあります。

【支払方法】

口座振替（原則）

- ・振替日：利用月の前月２７日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
- ・利用登録後「口座振替依頼書」をご提出ください。口座名はBiz Base コラボ 2 1 の登録者名でご記入ください。
- ・口座登録が完了するまでに２カ月～３カ月程度お時間を頂戴いたしますので、その間は振込でお支払いください。

請求書支払

- ・利用月の前月末日までにお振込みください。

Biz Base コラボ 2 1 利用の手引き

【日額利用者】

800円（税込）／1日

- ・現金またはPayPayにて、利用開始前に受付でお支払いください。
- ・領収書は「Biz Base コラボ 2 1 登録者名」で発行します。

4 同伴者（ビジター）について

Biz Base コラボ 2 1 の利用登録者 1 者につき、3 名まで同伴可能です。月額利用者は同伴者の利用料が免除されます。

日額利用者は同伴者 1 名につき 800 円の利用料が必要です。受付で現金もしくは PayPay にてお支払いください。支払後、「Biz Base コラボ 2 1 登録者名」での領収書をお渡しいたします。

ビジターにも名札をお渡しいたしますので、利用終了後は必ず返却してください。

5 付帯設備

【無料サービス・設備】

- ・テレワークボックス
- ・モニターディスプレイ
- ・プロジェクター
- ・スクリーン（150 インチ相当）
- ・シュレッダー
- ・ホワイトボード
- ・ホッチキス、穴あけパンチ、定規等の事務用品
- ・ラミネート（機械のみ）
- ・荷物入れ
- ・ハンガーラック
- ・コインロッカー（当日利用のみ）

※当日中に鍵の返却をされなかった場合は、1 日毎に 100 円の違約金が発生します。

【有料サービス・設備】

- ・専用ロッカー 月額 550 円（税込） ※月額利用者に限る。
- ・専用郵便受箱 月額 1, 100 円（税込） ※月額利用者に限る。
- ・プリンター 白黒（片面） 10 円（税込）
白黒（両面） 20 円（税込）
カラー（片面） 50 円（税込）
カラー（両面） 80 円（税込）

専用ロッカー、専用郵便受箱の利用には届出が必要です。

提出書類：「専用ロッカー使用開始届」（様式第 6 号）

「専用郵便受箱使用開始届」（様式第 8 号）

提出期限：利用希望月の前月 20 日まで

Biz Base コラボ 2 1 利用の手引き

※ポストの表記は、利用申請書に記載された名前を、プラザで掲示します。

プリンターは利用時に受付で現金またはPayPayにてお支払いください。支払後、「Biz Base コラボ 2 1 登録者名」での領収書をお渡しいたします。

無料設備の利用は共用を前提とし、長時間の占有はご遠慮ください。

機器の故障や不具合が発生した場合は、速やかに受付までお知らせください。

6 禁止事項

以下の行為は禁止されています。違反があった場合、利用の承認を取り消す場合があります。

- ・使用施設または設備を損傷する行為。
- ・他の利用者に危害または迷惑を及ぼす行為。
- ・店舗（物販の販売、飲食物の提供、サービスの提供など）・倉庫・工場としての利用。
- ・指定の場所以外でのポスター等の貼付。
- ・所定の場所以外での飲食、火気の使用。
- ・利用権の譲渡または転貸。
- ・未承認施設・設備の使用。
- ・危険物（銃器・刀剣類・爆発物・発火物等）の製造、搬入及び保管。
- ・排水管を腐食させるおそれのある液体の使用。
- ・その他施設の安全管理、品位の保持または維持管理上支障がある行為。
- ・政治活動・宗教活動、公序良俗に反する行為。
- ・営業活動や勧誘行為。

※ただし、相互の同意に基づく名刺交換や情報交換など、一般的な交流はこの限りではありません。

- ・館内での飲酒・喫煙。（全館禁煙）
- ・その他プラザの指示に反する行為。

7 留意事項

- ・不定期にイベント・セミナーを開催しており、開催時には利用に制限がかかる場合があります。開催情報はBiz Base コラボ 2 1 ホームページに掲載します。
- ・飲料の持ち込みは可とします。飲み物はなるべく蓋つきのものにしていただき、匂いの強いものなどをご遠慮ください。
- ・受付で、宅配の受け取りは一切行いません。
郵便物の誤配および紛失等についての責任を負いません。

8 登記について

登記住所を当施設とする場合、「専用郵便受箱」の利用登録が必要です。なお、専用郵便受箱の使用は、月額利用者に限ります。

提出書類：「専用郵便受箱使用開始届」（様式第 8 号）

提出期限：利用希望月の前月 2 0 日まで

※登記名義は利用申請書と一致させてください。

登記後、必ず登記事項証明書をプラザにご提出ください。

9 住所利用について

法人、個人にかかわらず、名刺やホームページ等に当施設の住所を記載する場合、「専用郵便受箱」の利用登録が必要です。なお、専用郵便受箱の使用は、月額利用者に限ります。

提出書類：「専用郵便受箱使用開始届」（様式第 8 号）

提出期限：利用希望月の前月 20 日まで

10 登録情報・利用区分の変更

登録情報や利用区分の変更には届出が必要です。

提出書類：「変更届出書」（様式第 11 号）

提出期限：変更希望月の前月 20 日まで。

11 利用終了

月額利用者が BizBase コラボ 2 1 の利用を終了する場合は、「利用終了届出書（様式第 3 号）」を、利用終了希望月の前月 20 日までに提出してください。

日額利用者が BizBase コラボ 2 1 の利用を終了する場合は、「利用終了届出書（様式第 3 号）」を、利用終了日までに提出してください。

12 利用承認の取消

以下に該当する場合、BizBase コラボ 2 1 の利用承認を取り消すことがあります。

- ・利用資格に該当しなくなった場合
- ・登録者としてふさわしくないと判断した場合
- ・月額利用者が 2 カ月以上利用料を滞納した場合

13 その他

- ・Biz Base コラボ 2 1 のご利用にあたっては、ホームページ掲載の実施要領、Q&A その他をお読みのうえご利用ください。
- ・忘れ物は、一定期間保管のうえ、期間経過後に処分いたします。
- ・施設内での盗難、紛失、印刷物の取り忘れなどによるトラブル・情報漏えいについて、責任を負いません。
- ・Wi-Fi 利用時に発生した通信トラブル、データ損失、情報漏えいなどについて、責任を負いません。
- ・利用者ご自身の責任において、端末のセキュリティ対策や機密事項の管理を行ってください。
- ・本手引きは、館内規則等の変更または施設管理の都合により、必要に応じて予告なく変更される場合があります。変更の際には通知しますので、変更後の内容にご留意のうえ、ご利用ください。
- ・なお、手引きの変更により利用者に不利益が生じた場合でも、責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。